

宗教的な行為としての

ホスピタリティについての一考察

吉田 恵

近年、ホスピタリティ産業が海外に進出しているように、痒い所に手が届く日本のホスピタリティは国内外で高く評価されている。また、喫茶によって客と亭主が互いの心を自然に叶う茶の湯はもてなしの総合芸術である(千宗之ほか『茶の湯を学ぶ』)。このように、ホスピタリティは日本人の得意とするものようである。

ホスピタリティの語源は、ホスピス、ホスピタル(病院)、ホスト(客をもてなす人)と同じラテン語の *hospes* (客をもてなす主人、客、友人、見知らぬ人) である (Concise Oxford *Thesaurus 2e* と *Cassell's Latin Dictionary*)。主人にも客にもなりうる。また、敵を客として迎え入れもてなす文化もある(佐川徹『暴力と歓待の民族誌』)。

訪れるものは、神、死者の霊、人間、動物などさまざまである。招待された訪問や来訪がわかっている場合、主人は客の来訪を待望する。食事、水、寝る場所、身の安全などの友好的なホスピタリティに対して客は主人に贈り物をすることもある。他方、招待されず見知らぬ者の不意の訪問は、主人にとって脅威となることがある。敵とみなされないように「その場所で平和的に振舞う」ようにと、カントは普遍的なホスピタリティに条件をつけた (*Eternal Peace*, 87)。デリダは、法による来訪

者への暴力に注目し、来訪者が誰であろうと名前さえ問わない無条件の絶対的なホスピタリティを挙げる (*Of Hospitality*, 25)。

本発表では、キリスト教の視点からホスピタリティを考察したい。

旧約聖書では、アブラハムはデリダの絶対的なホスピタリティ以上の行いをした。暑い真昼に三人の人が彼の天幕の入り口に立っているのを見て、走り出て迎え、地にひれ伏して、名前を問うこともなく「お客様」と呼びかけてホスピタリティを申し出た。水を持ってこさせ、足を洗い、木陰でひと休みしてもらい、文字どおりご馳走した。そのお礼に年老いた妻サラは息子を授かった(創世記一八・一一一五)。当時の遊牧民の過酷な荒野での生活では、訪問者へのホスピタリティは当然のことであった (*Religion in Geschichte und Gegenwart*, B. 3)。

新約聖書では、イエスは神のホスピタリティを体現している客として人々の家で食事の席につき(マルコ一四・二三)、泊まった(ルカ二四・二八―三五)。最後の晩餐の前に、弟子たちの足を洗った(ヨハネ一三・一一―一四)。周縁化された人々に食卓につくように語った(ルカ一四・七―二四)など。

現代では、ドイツの神学者J・モルトマンは、ホスピタリティは来訪者を意のままにするのではなく主人と来訪者が互いに交流することだという。ドイツ語 *Gastfrei* (客の厚遇) が示すように、一、主人が客に空間を提供し、時間と空間を共有し、二、親切にもてなす人は友好的で好意的で開放的で好ましく愛らしく、三、客を手厚くもてなす人は見知らぬ人と親睦で

き、彼らを自分の生に関与させ、彼らの生に関心を持つ、と述べる (*Trinität und Reich Gottes zur Gotteslehre*, 72 と *Der Geist des Lebens*, 131)。また、諸宗教対話のために、従来のキリスト教会中心ではなく見知らぬ人々中心の自由な空間が広げられ、そこで他の宗教の人びとと出会えるような考えもある (*A. Yong, Hospitality and the other*)。ホスピタリティは神の歓迎の実践であり、ミニストリーに用いられる。アフリカ、欧米、アジアの女性たちが集い、エイズ問題に取り組む (*L. M. Russell, Just hospitality*)。

イギリスのある教会は、温かいホスピタリティで活力を取り戻しつつあった。日本では異界から決まったときに訪れる来訪神は祭りによってもてなされる。まず到来するものを「ようこそ」と歓迎しはじめることから、コミュニティの絆が紡がれていくのではないか。

先端医療技術における弱者へのケア

沖 永 隆 子

これまでバイオエシックスがめざしてきたことは、「弱い立場」にある被験者・患者の人權を擁護するための理論ないし原理原則の構築と、それに基づくあらゆる倫理的ジレンマに対処するための議論の共有・公共化であった。従来のバイオエシックス的議論の中心では、主に、医療の中心に自律した患者個人がアトム論的に人格的存在としておかれ、自己決定権をはじめ

とする様々な患者の権利が主張されるにとどまり、個としてのいのちの在り様や全体としてのいのちの在り様など、社会全体のいのちの観のゆらぎをめぐる議論にあまりに希薄であった。本発表では、いのちの観がゆらいでいる現代社会において、宗教(学)がもつ本来の「弱者救済」の視点に立ちかえり、バイオエシックスとケア論の関係から、移植医療における弱者に対するケアとは何かを探った。

二〇一〇年七月十七日に「改正臓器移植法」(二〇〇九年に法改正)が全面執行され、家族の承諾のみで脳死下臓器提供が行われるようになった。今回の改正臓器移植法の施行後、初の十五歳未満の脳死児童からの臓器摘出が発表されたことよって、法改正前後から懸念されていた倫理的問題が現実のものとなり、臓器移植の背後に潜む闇の部分が増え彫りとなった。臓器移植法を問う直す市民ネットワークの厚労省に要望・質問して得た回答書によると、「少年の自殺死の事実を確認できず、仮に自殺であったとしても現行の法令やガイドライン上は問題がない。精神的虐待(いじめ)についても確認できていないが、いじめは法律上関係ない」とのこと。子どもの自殺は、それを防げなかった社会の敗北、学校の敗北であり(二十六年前に当時六歳の剛亮くんを脳死で亡くされ、ドナー家族となった小児神経内科専門医・杉本健郎医師)、私たちが共有すべきなのは、小さないのちを守りきれなかったこと、その感覚なのではないか。「少年自殺者からの臓器提供、移植医療」の周辺では、少年の痛みや家族の痛みが、「いのちのリレー、いのちのバトンタッチ」という美化された言葉により、徹底的に隠蔽さ